

卸売市場の現状

The state of wholesale markets

清水 聡子 (Satoko SHIMIZU)

〈 目 次 〉

はじめに

1. 卸売市場法と卸売市場

2. 卸売市場の現状

3. 卸売市場の再編

むすびにかえて

はじめに

2011年（平成23年）3月11日に発生した東日本大震災の被害は甚大である。地震による被害、巨津波による被害、さらには東京電力福島第1原子力発電所の事故が東日本を襲った。多くの人命が奪われ、家屋や家財など生活の基礎を失われた方は多数であり、電気・水道・ガスといったライフライン、道路・鉄道・港湾といった交通網は寸断された。東日本大震災より3か月経過した6月11日において、死者15,413人、行方不明者8,069人、避難88,361人という状況である¹。

この震災はライフライン、交通網だけではなく、流通網にも大きな被害を与えた。松本においても一時的ではあったが、店頭における商品の品薄な状態が発生した。

消費者ニーズに対応して品数が増加した多品種の商品、無駄の徹底的な排除によって生み出された Just in Time 方式やサプライチェーン（供給網）、多頻度小口配送による店頭在庫の削減と高まる商品鮮度、さまざまな面で革新的な進化として受け入れられてきた部分であった。

流通が、血液の動脈と静脈のように流れ続けている間は何の問題もなく、消費者にとってはより一層の便利さや快適さが求められ、企業にとっては利益が求められた。しかし、今回の震災ではライフライン、交通網、流通網、供給網、情報網すべてにおいて流れが寸断されてしまった。卸売市場においては市場そのものが壊滅的打撃を受けた。マーチャンダイジング（merchandising）は、消費者の欲求にあった商品を、適切な場所に、適切な時期に、適切な価格で、適切な数量だけ提供するために計画し管理する活動をいうが、被災地では適切を乗り越えて、食料品など生活必需品が全く手に入らないという非常に厳しい状態が続いてしまった。製造業者の製品を製造する際の製品計画においても、流通業者の商品を仕入れる際の仕入計画においても、大きな問題が浮上した。

この状況の中で考えなければならないことは、生活を維持するためにまず何をしなければならないかという点である。日常生活を維持するための衣食住、さらに医療、職場、教育の確保が重要である。流通においては、何よりも安全で安定した供給が求められると言えるであろう。

本稿では卸売市場から流通を考え、卸売市場の現状と課題を考察する。第1章では、卸売市場に関する法律として卸売市場法と法改正についてまとめる。

第2章では、卸売市場の現状について考察する。中央卸売市場も地方卸売市場も現在、大きな転換点にある。卸売市場数の推移と卸売市場経由率の推移から卸売市場の厳しい現状を示す。

第3章では、卸売市場の再編について考察する。卸売市場法に基づく卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画から卸売市場の動向をまとめる。

東日本大震災から何を学ぶべきか。本当に必要なものは何かと自分自身に問いかけながら、本稿では考察していきたい。

1. 卸売市場法と卸売市場

卸売市場法は、1971年（昭和46年）に制定され、野菜、果実、魚類、肉類等の生鮮食料品ならびに花卉^{かき}を迅速かつ確実に卸売するために開設される卸売市場に関する法律である。公的な卸売市場制度は、1923年（大正12年）に制定された「中央卸売市場法」にさかのぼるが、同法が1971年にその対象範囲を中央卸売市場以外の卸売市場にも拡大して「卸売市場法」に改正され、現在は同法に基づいて卸売市場に対する助成、規制がなされている²。

卸売市場法の制度的枠組みは、大別して①卸売市場の開設・卸売市場施設の整備（＝施設整備法的側面）、②卸売市場で活動する業者（卸売業者、中卸業者）に係る規制（＝企業行政的側面）、③卸売市場における取引に係る規制（＝取引規制法的側面）の3点から構成されている³。

卸売市場法は、「卸売市場の整備を計画的に促進するための措置、卸売市場の開設及び卸売市場

における卸売その他の取引に関する規制等について定めて、卸売市場の整備を促進し、及びその適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって国民生活の安定に資することを目的とする。」(同法第1条)

卸売市場とは、「生鮮食料品等の卸売のために開設される市場であって、卸売場、自動車駐車場その他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるものをいう。」(同法第2条2)

中央卸売市場とは、「生鮮食料品等の流通及び消費上特に重要な都市及びその周辺の地域における生鮮食料品等の円滑な流通を確保するための生鮮食料品等の卸売の中核的拠点となるとともに、当該地域外の広域にわたる生鮮食料品等の流通の改善にも資するものとして、第八条の規定により農林水産大臣の認可を受けて開設される卸売市場をいう。」(同法第2条3)

地方卸売市場とは、「中央卸売市場以外の卸売市場で、その施設が政令で定める規模以上のものをいう。」(同法第2条4)

卸売市場法はその後、1999年(平成11年)及び2004年(平成16年)に法改正が行われた。1999年の法改正では、市場関係業者の経営体質の強化として、卸・仲卸の経営体質の強化や卸売業者の財務の健全化を求めた。また取引方法の改善、卸売市場の再編の円滑化として開設者をより広域的な主体へ変更する場合に必要な整備が行われた。具体例として、せり・入札原則からせり・入札原則の廃止、委託集荷原則から委託集荷原則の緩和、商物一致原則から商物一致原則の緩和があげられる。

2004年の法改正では、食の安全・安心への対応として卸売市場における品質管理の徹底、規制の弾力化、市場機能の強化を求めた。規制の弾力化の具体例としては、委託集荷原則の緩和から委託集荷原則を廃止、商物一致原則の緩和から商物一致原則のさらなる緩和として規格性のある物品について電子商取引を行う場合、市場内に現物を搬入せずに卸売をすることが可能となった。第三者販売・直荷引きの原則禁止から第三者販売・直荷引きの弾力化によって、生産者や外食・加工・小売業者等と、卸・仲卸との連携強化や地方の卸売市場のネットワーク化を図るため、規制が緩和された。卸売手数料は公定制から2009年4月より卸売業者自らがその提供する機能・サービスに見合った手数料を設定できるように弾力化された。

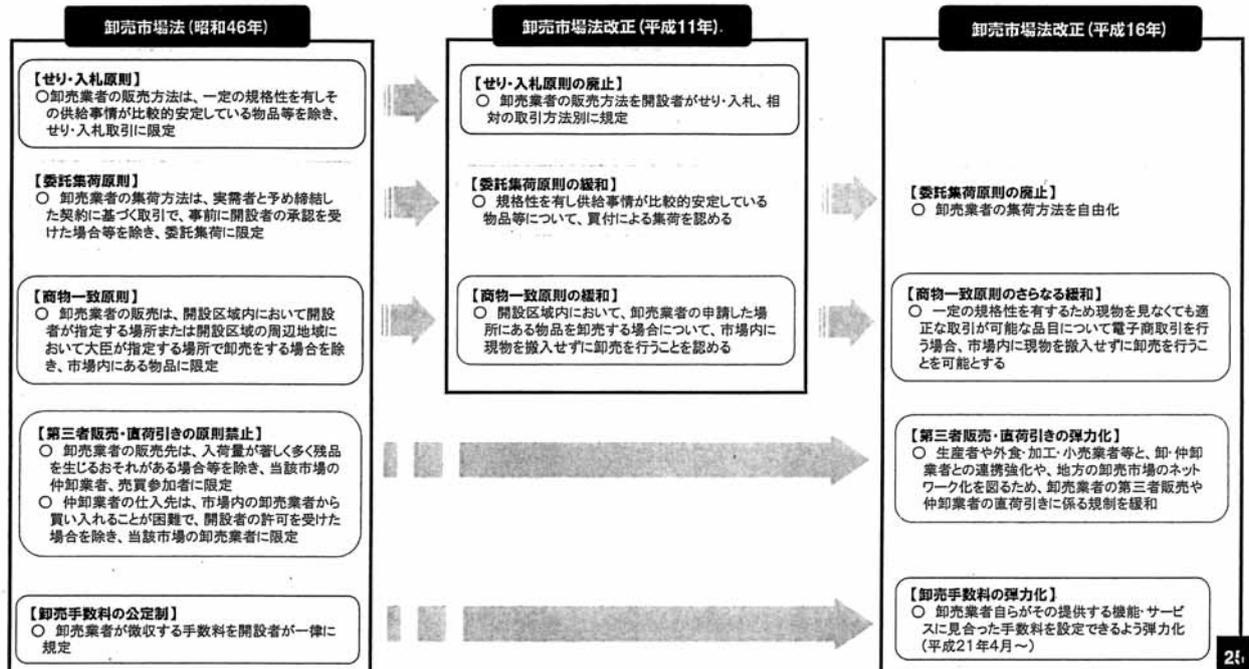
この2回にわたる法改正によって、卸売市場における取引の合理化、適正な品質管理の推進、卸売市場の再編の円滑化などの措置が講じられている⁴。

図表 1 - 1 卸売市場制度の変遷

	主 な 内 容
中央卸売市場法 大正12年3月30日公布 同年11月1日施行 1923年	<ol style="list-style-type: none"> 1. 中央卸売市場の開設者を主務大臣の指定する区域の地方公共団体及び公益法人（特別な場合）に限定 2. 中央卸売市場の開設の認可制と主務大臣に対する在来市場の閉鎖命令権の賦与 3. 中央卸売市場整備に対する補助金の交付 4. 卸売業者について地方長官の営業許可制 5. セリ売の原則
昭和31年改正 昭和31年6月22日公布 同年9月20日施行 1956年	<ol style="list-style-type: none"> 1. 中央卸売市場を開設できる指定区域の基準（政令—人口15万人以上）の設定 2. 開設者を地方公共団体に限定 3. 卸売業者の許可権限を農林大臣に変更 4. 開設者に対する卸売業者の最高限度の設定権の賦与と卸売業者の許可に当たっての開設者の意見の尊重義務 5. 農林大臣の認可を受けた卸売業者の合併、営業譲渡及び協定の締結に関し、独占禁止法の適用除外 6. 仲買業者の売買参加に関する規定の新設 7. 類似市場の届出制の新設
昭和33年改正 昭和33年5月1日公布 同年6月30日施行 1958年	<ol style="list-style-type: none"> 1. 中央卸売市場の名称使用制限 2. 開設者に対する卸売業者の取引方法の制限権賦与 3. 卸売人の純資産額に関する規定の新設
昭和36年改正 昭和36年11月16日公布 37年1月15日施行 1961年	<ol style="list-style-type: none"> 1. 中央卸売市場の開設・整備に関する計画の樹立とその円滑な実施を図るための措置（勧告及び財政援助）についての規定の新設整備 2. 卸売業者の兼業業務の届出制の新設 3. 卸売業者の業務会計に関する改善措置命令、役員解任命令等卸売業者に対する監督規定の整備 4. 中央卸売市場審議会の設置
卸売市場法 昭和46年4月3日公布 同年7月1日施行 1971年	<ol style="list-style-type: none"> 1. 卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画（農林大臣）並びに都道府県卸売市場整備計画（都道府県知事） 2. 卸売市場整備に対する国の助成 3. 中央卸売市場開設区域の指定と農林水産大臣による開設の認可制 4. 農林水産大臣による卸売業者の許可制と卸売業者に対する監督規定の整備 5. 開設者による仲卸業者の許可制と売買参加者の承認制 6. セリ・入札及び委託集荷の原則、相対取引、買付集荷、見本取引等の規定の整備 7. 地方卸売市場の開設及び卸売業者に関する都道府県知事の許可制と取引規定の整備
平成11年改正 平成11年7月26日公布 同年7月26日施行 1999年	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市場関係業者の経営体質の強化 <ol style="list-style-type: none"> (i) 卸・仲卸の経営体質強化 <ol style="list-style-type: none"> ① 事業譲受け・合併による大型化 ② 卸業者の共同事業による業者数の適正化 ③ そのための金融上の支援措置 (ii) 卸業者の財務の健全化 <ol style="list-style-type: none"> ① 流動比率等の指導基準の明確化 ② 卸業者に対する経営改善命令等 2. 取引方法の改善 <ol style="list-style-type: none"> (i) 公正・公開・効率の原則の確立 (ii) 市場・品目ごとに、関係者の意見を聴いて、開設者が取引方法を業務規程（条例）で設定 <ol style="list-style-type: none"> ① 相対の価格・数量を公表 ② 最低せり数量の設定 ③ 市場取引委員会による改善措置 (iii) 市場関係者で構成する市場取引委員会の設置 (iv) 卸業者による取引結果の公表等 (v) 確実な決済確保の明示 (vi) 商物一致・委託集荷規制の緩和 3. 卸売市場の再編の円滑化 開設者をより広域的な主体へ変更する場合に必要な規定の整備
平成16年改正 平成16年6月9日公布 同年6月9日施行 2004年	<ol style="list-style-type: none"> 1. 食の安全・安心への対応 卸売市場における品質管理の徹底 <ol style="list-style-type: none"> ① 卸売市場整備基本方針等において品質管理の高度化のための措置を規定 ② 開設者が業務規程において品質管理の方法を規定 2. 規制の弾力化 <ol style="list-style-type: none"> (i) 商物一致規制の緩和 規格性のある物品について電子商取引を行う場合、市場内に現物を搬入せずに卸売を行うことが可能 (ii) 買付集荷の自由化 (iii) 第三者販売・直荷引きの弾力化（省令対応） 生産者や外食・加工・小売業者等と、卸・仲卸との連携強化や地方の卸売市場のネットワーク化を図るため、規制を緩和 3. 市場機能の強化 <ol style="list-style-type: none"> (i) 卸売市場の再編の促進 <ol style="list-style-type: none"> ① 中央卸売市場整備計画に、地域の特性・要望に十分配慮し市場ごとの自主性を基本に、運営の広域化又は地方卸売市場への転換が必要な市場の位置付け ② 卸売市場の再編を進めるための手続規定を整備 (ii) 卸売手数料の弾力化（平成21年4月から施行） (iii) 業務内容の多角化 <ol style="list-style-type: none"> ① 兼業等の届出制を廃止 ② 市場外での販売活動に関する規制を緩和 (iv) 卸業者に対する財務基準の明確化 (v) 取引情報公表の充実

（出所）農林水産省総合食料局流通課（2010）『卸売市場データ集（平成21年度）』, pp.3-4.

図表1-2 卸売市場法改正のポイント



(出所) 農林水産省総合食料局 (2009) 『卸売市場をめぐる情勢について』, p.25.

2. 卸売市場の現状

青果物、水産物、食肉といった生鮮食料品および花卉などの農水産物は、①貯蔵性が乏しく腐敗しやすい、②商品の規格化・統一化が難しい、③生産が気象条件に左右される、④生産地が全国各地に分散しており消費地とは遠く離れている、⑤生産者、小売業者ともに小規模なものが多い、という特質がある。したがって、需要と供給の調整が難しく、相場も乱高下しやすい。そこで、農水産物の安定供給と価格安定のため、多数の生産者が商品を持ち寄り、多数の小売業者との間で、現物を評価し、日々の需要と供給を考慮して価格の決定を行い、現物の受け渡し、そして代金の決済までを一気に行う施設・制度が歴史的に形成されてきた⁵。

卸売市場は、農林水産大臣の認可を受けて開設される中央卸売市場と、都道府県知事の認可を受けて開設される地方卸売市場の2種類がある。このほか、許可が不要な小規模市場もある。図表2-1 卸売市場の種類と要件を示す。

図表 2-1 卸売市場の種類と要件

要 件		開 設 者 の 認 可 等
中央卸売市場	都道府県、人口20万人以上の市、又はこれらが加入する一部事務組合若しくは広域連合が、農林水産大臣の認可を受けて開設する卸売市場（法第2条第3項）	(1) 開設者：地方公共団体 （農林水産大臣認可） (2) 卸売業者：株式会社等 （農林水産大臣許可） (3) 仲卸業者：株式会社、個人等 （開設者許可） (4) 関連事業者：株式会社、個人等 （開設者許可） (5) 売買参加者：株式会社、個人等 （開設者承認）
地方卸売市場	中央卸売市場以外の卸売市場であって、卸売場の面積が一定規模（政令規模：青果市場330㎡、水産200㎡（産地市場は330㎡）、食肉150㎡、花き200㎡）以上のものについて、都道府県知事の許可を受けて開設されるもの（法第2条第4項）	(1) 開設者：地方公共団体、株式会社、農協、漁協等 （都道府県知事許可） (2) 卸売業者：開設者の場合と同様 （都道府県知事許可） (3) 仲卸業者：株式会社、個人等 （必要に応じて都道府県知事が規定） (4) 売買参加者：（仲卸業者の場合と同様）
そ市 の 他場	中央及び地方卸売市場以外の卸売市場	卸売市場法に規定はない。ただし、条例で必要な規制をすることができる。

（出所）農林水産省総合食料局流通課（2010）『卸売市場データ集（平成21年度）』, p.1.

中央卸売市場は、人口20万人以上の都市に、地方公共団体が開設する。地方卸売市場は地方公共団体（公設）や第三セクターが開設するケースもあるが、民営（民設）が圧倒的に多い。

しかし卸売市場は現在、大きな転換点にある。卸売市場数の推移を図表2-2、地方卸売市場数の推移を図表2-3で示す。

図表 2-2 卸売市場数の推移

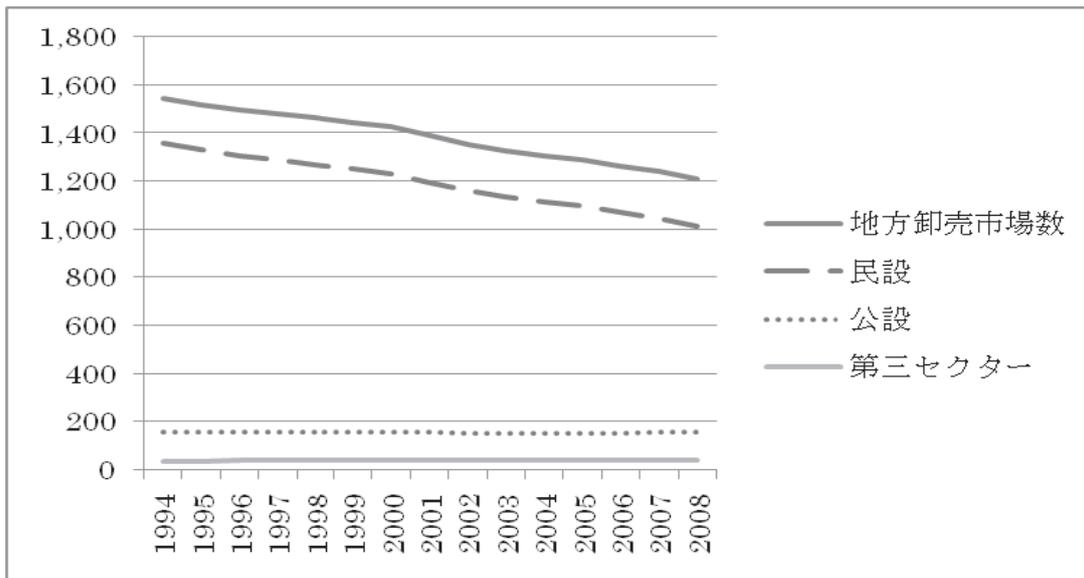
年度	中央卸売市場	地方卸売市場	区分		
			公 設	第三セクター	民 設
6	88	1,547	155	32	1,360
7	88	1,521	155	34	1,332
8	87	1,500	157	37	1,306
9	87	1,484	156	37	1,291
10	87	1,465	156	38	1,271
11	87	1,447	158	38	1,251
12	87	1,427	157	38	1,232
13	86	1,390	157	38	1,195
14	86	1,351	154	37	1,160
15	86	1,325	152	38	1,135
16	86	1,304	152	36	1,116
17	86	1,286	150	39	1,097
18	84	1,259	151	37	1,071
19	81	1,237	155	38	1,044
20	79	1,207	156	39	1,012
21	76				

資料：農林水産省総合食料局流通課調べ

注：中央卸売市場については各年度末現在、地方卸売市場については各年度当初の数値である。

（出所）農林水産省総合食料局流通課（2010）『卸売市場データ集（平成21年度）』, p.10.

図表 2 - 3 地方卸売市場数の推移



(出所) 農林水産省総合食料局流通課 (2010)『卸売市場データ集 (平成21年度)』, p.10.より筆者作成.

中央卸売市場は1994年(平成6年)には88市場であったが、2009年(平成21年)には76市場となり、12市場減少した。地方卸売市場は1994年には1,547市場であったが、2008年には1,207市場となり、340市場減少した。そのうち公設地方卸売市場は年度ごとの増減はあるものの、1994年155市場、2008年156市場で、プラス1市場の微増である。第三セクター地方卸売市場はやはり年度ごとの若干の増減はあるものの、1994年32市場、2008年39市場で、プラス7市場である。民営(民設)地方卸売市場は1994年1,360市場、2008年1,012市場で、348と大幅に減少している。

また卸売市場経由率は花卉を除き、激変している。1989年(平成元年)の卸売市場経由率は、青果では82.7%(野菜85.3%、果実78.0%)、水産物74.6%、食肉23.5%(牛肉43.4%、豚肉13.5%)、花卉83.0%であったが、2007年(平成19年)には、青果61.7%(野菜73.2%、果実43.6%)、水産物60.0%、食肉10.1%(牛肉15.7%、豚肉7.4%)、花卉83.0%である。特に青果の果実と食肉の卸売市場経由率の下落が著しい。

図表 2 - 4 卸売市場経由率の推移

(単位:%)

区分 年度	青果			水産物	食肉	花き		
	野菜	果実	牛肉			豚肉		
元	82.7	85.3	78.0	74.6	23.5	43.4	13.5	83.0
2	81.6	84.7	76.1	72.1	22.6	38.2	14.0	82.3
3	80.3	82.5	76.2	76.7	19.6	34.1	12.3	86.6
4	79.4	85.1	69.9	75.6	17.9	28.8	11.7	83.1
5	79.8	84.5	72.0	70.2	16.3	22.7	12.1	85.8
6	74.5	82.4	62.8	70.2	16.0	22.5	11.5	85.1
7	74.0	80.5	63.4	67.6	15.5	21.5	11.1	81.9
8	74.6	82.3	61.7	69.4	14.9	21.5	10.6	84.1
9	74.6	82.8	61.6	71.0	15.1	20.4	11.2	85.5
10	74.3	81.8	61.7	71.6	15.5	20.3	12.1	85.6
11	70.9	79.4	57.2	68.6	16.7	22.5	12.8	83.7
12	70.4	78.4	57.6	66.2	17.1	23.3	12.6	79.1
13	68.9	78.7	54.1	62.5	14.3	18.5	11.8	79.6
14	69.6	79.1	55.0	61.2	13.4	17.7	11.0	79.7
15	69.2	78.9	53.7	63.2	12.2	15.8	10.3	80.9
16	66.1	77.3	49.0	62.9	11.6	17.3	9.0	82.6
17	64.5	75.2	48.3	61.3	10.3	16.4	7.5	82.8
18	64.6	75.8	46.6	62.5	10.1	15.5	7.3	85.4
19	61.7	73.2	43.6	60.0	10.1	15.7	7.4	83.0

資料:農林水産省「食料需給表」、「青果物卸売市場調査報告」等により推計

(注) 卸売市場経由率は、国内で流通した加工品を含む国産及び輸入青果物、水産物、食肉、花きのうち、卸売市場(水産物についてはいわゆる産地市場の取扱量を除く)を経由したものの数量割合(花きについては金額割合)の推計値。

なお、参考までに、国内で流通した国産青果物のうち卸売市場を経由したものの数量割合についても同様に推計した。

(参考) 国産青果物の卸売市場経由率の推移

年度	14	15	16	17	18	19
青果	93%	93%	93%	91%	92%	87%

資料:農林水産省「食料需給表」、「青果物卸売市場調査報告」等により推計

(出所) 農林水産省総合食料局流通課 (2010) 『卸売市場データ集 (平成21年度)』, p.11.

中央卸売市場と地方卸売市場の減少、特に地方卸売市場のうち、民営(民設)地方卸売市場の急激な淘汰と卸売市場経由率の減少は卸売市場の現状の厳しさを物語っている。

3. 卸売市場の再編

卸売市場法において、卸売市場の計画的配置や施設の整備等に係り、農林水産大臣が概ね5年毎に10年先を見通した卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画を定めることが明記されている。

卸売市場整備基本方針で定めるべき事項は、①生鮮食料品等の需要および供給に関する長期見通しに即した卸売市場の適正な配置の目標、②近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する基本的指標、③卸売市場における取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する基本的な事項、④卸売の業務を行うものの経営規模の拡大、経営管理の合理化等経営の近代化の目標、等である。

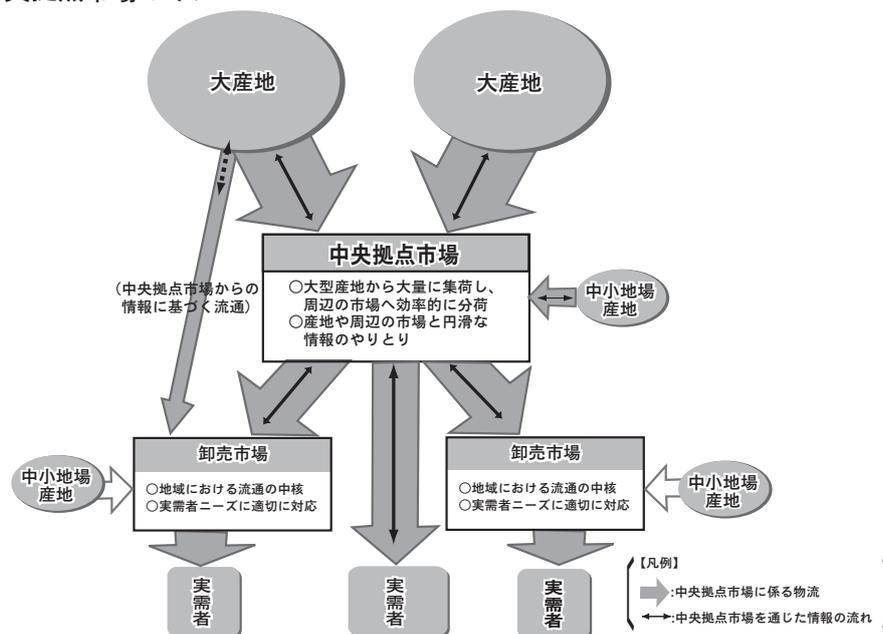
中央卸売市場整備計画で定められる事項は、①新たな開設または施設の改善が必要と認められる中央卸売市場名、②取扱品目の設置、変更に関する事項、③市場ごとの施設改善等の事項である。そして、これら卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画に即して、各都道府県において、地方卸売市場の整備を含む都道府県卸売市場整備計画が定められることとなる⁶。

農林水産省（2006）による『卸売市場整備基本方針（平成18年4月）』では、中央卸売市場については、現に開設されている中央卸売市場の開設者（当該中央卸売市場の施設の権限を取得して中央卸売市場を開設しようとする地方公共団体を含む。）が新たな取扱品目の部類に係る市場を開場する場合を除き、新設は行わないことと変更された。

さらに農林水産省（2010）による『卸売市場整備基本方針（平成22年10月）』では、中央卸売市場については既設の中央卸売市場の開設者（当該開設者から当該中央卸売市場の施設の権限を取得して中央卸売市場を開設しようとする地方公共団体を含む。）が、他の卸売市場に係る取り扱い品目の部類を継承する場合を除き、新設は行わないことと変更され、規制が強化された。

また卸売市場の取扱規模の二極化が進展している中で、拠点的な中央卸売市場とその周辺市場による効率的な流通ネットワークの構築が求められている。このため、新たに「中央拠点市場」を位置づけ、基準を設定し、それぞれの役割に応じた整備が推進されはじめた⁷。

図表3-1 中央拠点市場のイメージ



（出所）農林水産省(2010)『第9次卸売市場整備基本方針の策定について（平成22年11月）』, p.3.

図表 3 - 2 中央拠点市場の基準

【中央拠点市場の基準】（①又は②に該当すること）

		取扱数量	開設区域外への出荷割合
青果	①	29万トン以上	30%以上
	②	15万トン以上	45%以上
水産	①	14万トン以上	40%以上
	②	6万トン以上	60%以上

(注) 開設者が複数の中央卸売市場を開設しており、当該複数の中央卸売市場を再編する計画を有している場合には、当該複数の中央卸売市場を1つの卸売市場とみなして取扱数量及び開設区以外への出荷割合を計算できる。

(出所) 農林水産省(2010)『第9次卸売市場整備基本方針の策定について(平成22年11月)』, p.3.

農林水産省(2011)による『中央卸売市場整備計画(平成23年3月)』では、運営の広域化、地方卸売市場への転換その他の再編措置への取り組みを推進することが必要と認められる中央卸売市場及び取り組む再編措置の内容が示された。そのうち地方卸売市場への転換が図られる市場と廃止となる市場を図表3-3にまとめる。ただし具体的に取り組む再編措置の内容が検討中の中央卸売市場の名称は省く。

図表 3 - 3 地方卸売市場への転換および廃止となる中央卸売市場

川崎市中央卸売市場南部市場	2007	平成19年4月	地方卸売市場への転換を図る
藤沢市中央卸売市場	2007	平成19年4月	地方卸売市場への転換を図る
三重県中央卸売市場	2007	平成19年4月	水産物部について、地方卸売市場への転換を図る
尼崎市中央卸売市場	2007	平成19年4月	地方卸売市場への転換を図る
呉市中央卸売市場	2008	平成20年4月	地方卸売市場への転換を図る
下関市中央卸売市場	2008	平成20年4月	地方卸売市場への転換を図る
佐世保市中央卸売市場干尽市場	2008	平成20年4月	花卉部について、地方卸売市場への転換を図る
函館市中央卸売市場	2009	平成21年4月	地方卸売市場への転換を図る
三重県中央卸売市場	2009	平成21年4月	青果部について、地方卸売市場への転換を図る
室蘭市中央卸売市場	2009	平成21年度末までに	地方卸売市場への転換を図る
山形市中央卸売市場	2010	平成22年4月	地方卸売市場への転換を図る
松山市中央卸売市場	2010	平成22年度末までに	花卉部について、地方卸売市場への転換を図る
松山市中央卸売市場水産市場	2010	平成22年度末までに	地方卸売市場への転換を図る
甲府市中央卸売市場	2011	平成23年4月	地方卸売市場への転換を図る
富山市中央卸売市場	2011	平成23年4月	地方卸売市場への転換を図る
秋田市中央卸売市場	2012	平成24年4月	青果部及び水産物部について、地方卸売市場への転換を図る
岡山市中央卸売市場	2012	平成24年4月	花卉部について、地方卸売市場への転換を図る
福岡市中央卸売市場西部市場	2015	平成27年度末までに	福岡市中央卸売市場青果市場と統合し、廃止する
福岡市中央卸売市場東部市場	2015	平成27年度末までに	福岡市中央卸売市場青果市場と統合し、廃止する

(出所) 農林水産省(2011)『中央卸売市場整備計画(平成23年3月)』, pp.2-3.より筆者作成.

次に図表3-4において地方卸売市場の運営形態の動向について示す。

図表 3 - 4 地方卸売市場の運営形態の動向

公設地方卸売市場 → 民営地方卸売市場			
長岡中央青果(株)	2002	平成 14 年	施設全体と用地約 45%を売却、残る用地を賃貸
(株)伊勢崎市地方卸売市場	2004	平成 16 年	市が用地・建物を無償貸与
桐生地方卸売市場(株)	2009	平成 21 年	市が用地を無償貸与、施設を無償譲渡
第三セクター → 民営地方卸売市場			
館林市総合地方卸売市場	2009	平成 21 年	市が用地を無償貸与、施設を無償譲渡買い取り、施設の寄付を受けて、新会社へ 5 年間無償貸与
公設地方卸売市場で指定管理者制度導入			
稚内市地方卸売市場	2004	平成 16 年	
釧路市公設地方卸売市場	2006	平成 18 年	中央卸売市場から地方卸売市場に転換と同時に指定管理者制度導入
高山市公設地方卸売市場	2006	平成 18 年	
鳥取市公設地方卸売市場	2006	平成 18 年	
中濃公設地方卸売市場	2007	平成 19 年	
北勢公設地方卸売市場	2007	平成 19 年	2010(平成 22 年 4 月)公設民営化を決定
富士市公設地方卸売市場	2008	平成 20 年	2013(平成 25 年 4 月)公設民営化を決定
敦賀市公設地方卸売市場	2008	平成 20 年	
可茂公設地方卸売市場	2009	平成 21 年	
幡多公設地方卸売市場	2009	平成 21 年	
都城市公設地方卸売市場	2010	平成 22 年	

(出所) 松本市資料より筆者作成。

中央卸売市場から地方卸売市場への転換、地方卸売市場においては指定管理者制度の導入や民営化への移行、さらには卸売市場の統合・廃止など、卸売市場の再編は激化している。

むすびにかえて

東日本大震災から何を学ぶべきか。「私達にとって本当に必要なものは何か」という問いに対して答えていく必要がある。

今回の震災ではライフライン、交通網、流通網、供給網、情報網すべてにおいて流れが寸断されてしまった。松本においても一時的ではあったが、店頭における商品の品薄な状態が発生した。

直接被災した企業だけでなく、部品や資機材を調達できず操業停止を迫られた企業は全国に広がる。会社法は株式会社にリスク管理体制の整備を求めており、大企業では大半が災害時にいかに事業を続けるかの手順をまとめた「事業継続計画 (Business Continuity Plan=BCP)」を用意していた⁸。しかし今回の災害に対して有効だったであろうか。

「事業継続計画 (BCP)」とは自然災害や事故、感染症流行など、企業活動を阻む障害 (リスク) に直面した際に、損害を最小限に抑えながら事業を継続するための方法や手段をあらかじめ決めておくことである。具体的には想定されるリスクが経営に与える影響を予測し、優先して事業・復旧すべき中核事業を特定する。いつまでにどの水準まで中核事業を復旧させるかの目標を定め、事業拠点や生産設備、調達網などについて復旧の手順や代替策を用意することが骨子となる⁹。災害等で操業停止しても素早く再開するためにはどうすればいいか、リスク管理の実効性が問われている。

一方で電力不足に対する取組も広がっている。休日変更やサマータイムを導入する企業、高まる環境意識によって省エネ性能の高い家電の消費など、節電が企業と家計を変えはじめている¹⁰。自然エネルギーや再生可能エネルギーのさらなる普及とともに「自然の理に逆らわないライフスタイル」¹¹が、自然と共生する社会の実現につながる。

では流通にとって、また卸売市場にとって、必要なことは何かと問われれば、血液の動脈と静脈と同様に流れ続けることであり、安全で安定した供給が何よりも求められるといえる。

卸売市場は生鮮食料品等の円滑かつ安定的な流通を確保する観点から、中央・地方を通ずる流通網の整備が図られ、全国的な配置が進展した¹²。

卸売市場の機能は、①集荷（品揃え）、分荷機能（全国各地から多種多様な商品を集荷するとともに、需要者のニーズに応じて、迅速かつ効率的に、必要な品目、量に分荷）、②価格形成機能（需要を反映した迅速かつ公正な評価による透明性の高い価格形成）、③代金決済機能（販売代金の迅速・確実な決済）、④情報受発信機能（需給に係る情報を収集し、川上・川下にそれぞれ伝達）¹³である。

しかし、中央卸売市場と地方卸売市場の減少、特に地方卸売市場のうち、民営（民設）地方卸売市場の急激な淘汰と卸売市場経由率の減少、取扱数量の減少等は卸売市場の現状の厳しさを物語っている。日本経済新聞が実施した「全国卸売市場調査」¹⁴では、有効回答の85%にあたる179の卸売会社が「入居施設の築年数は20年以上」と答え、市場の老朽化が目立つことも分かった。

今回の大震災は流通や卸売市場にも大きな影響を与えた。水産品や野菜、食肉などの生鮮食品の取引や流通の混乱が続いた¹⁵。東京電力福島第1原子力発電所の事故を受け、国の規制値を超えた放射性物質が検出された一部の野菜の出荷制限で、周辺産地の野菜の需要が減退するなど影響もでた。

また漁港の卸売市場は大きな被害を受けたが、損壊した漁港の卸売市場が取引再開に動き始めるといった動きも出てきた。東北・北関東の4県で被災した44か所のうち5月11日現在で13か所が再開した（岩手県5市場、茨城県7市場、宮城県1市場が再開）。福島と宮城は津波被害と原子力発電所事故の影響がなお深刻だが、施設に応急処置を施すなど手探りの復旧が進む¹⁶。

災害に強い地域をつくるために、復旧ではなく、復興をと盛んに言われるが、難しい問題である。卸売市場の復興も同様に、利害関係が複雑に絡み、難しい問題である。

柳田邦男氏が『「気づき」のカー生き方を変え、国を変えるー』の著書の中で、「100人の村で、5人を犠牲にしてでも95人が便利で豊かになれば、それで「美しい国」とするのか、それとも5人もの犠牲者を出さないように、95人が配慮して多少の不便さを受け入れる社会づくりをしてこそ「美しい国」と言うのか、その選択を問いかけているのだ。」と述べているが、まさに本質を捉えている。多少の不便さ、マイナス面であっても共に生きるため、生きるために受け入れるという選択肢は、今後私達的意思決定において非常に重要な意味を持つ。本当に必要なものは何かと自分自身に問いかけながら、プライオリティ（priority:優先順位）の下がったものについてはマイナス面も背負い、リスク管理を行おうと考えるのである。

卸売市場の果たすべき機能や安全で安定した供給を確保するためには、災害等への備えが重要となる。開設者、卸売業者、中卸業者等は「事業継続計画 BCP」の策定などを通じて、災害時等においても業務を確実に継続できるような体制の確立¹⁷が求められる。

岩手県大船渡では、港や市場の復旧を待たずに、漁の再開を可能にした「インターネットを使った生中継」による魚のネット販売によって、産地と消費者との新しい“つながり”、新しいシステムを築きはじめた¹⁸。

たとえ最初の一步が毛細血管のように細い流れであっても流れを止めないことがポイントとなるであろう。既存の考えや方法が通用しない時には、新しいシステム構築のチャンスになる。若者の活躍する場を創造し、自然や地域との共生を描くことは、流通にとっても、卸売市場にとっても重要な要素となっていくであろう。

注

- 1 警察庁緊急災害警備本部 平成23年6月11日広報資料。
<http://www.npa.go.jp/archive/keibi/biki/higaijokyo.pdf>
- 2 宮澤永光(2007)『基本流通用語辞典〔改訂版〕』, 白桃書房,p.37.
- 3 (社) 食品需給研究センター(1999)『海外卸売市場制度調査報告書 (イタリア、スペイン)』,pp.1-2.
- 4 卸売市場の将来方向に関する研究会(2010)『卸売市場の将来方向に関する研究会報告 (平成22年3月)』, p.1.
- 5 宮澤永光(1999)『基本流通用語辞典』, 白桃書房,p.35.
- 6 (社) 食品需給研究センター(1999)『前掲書』,p.3.
- 7 農林水産省(2010b)『第9次卸売市場整備基本方針の策定について (平成22年11月)』, p.1.
- 8 『日本経済新聞』(2011.5.9)
- 9 想定の対象となるリスクは首都直下型地震や東海・東南海地震などが中心だが、2009年以降の新型インフルエンザの流行で感染症についても「事業継続計画 (BCP)」を策定する動きが活発になった。
- 10 『日本経済新聞』(2011.5.26)
- 11 『NHK news Watch 9』(2011.5.5)「野依良治さんに問う"科学の危機"にどう向き合う」より。
- 12 農林水産省(2010a)『卸売市場整備基本方針 (平成22年10月)』, p.1.
- 13 農林水産省総合食料局流通課 (2010)『卸売市場データ集 (平成21年度)』, p.1.
- 14 『日本経済新聞』(2010.12.16)
- 15 『日経流通新聞』(2011.4.4)
- 16 『日経流通新聞』(2011.5.16)
- 17 農林水産省(2010a)『前掲書』, p.16.
- 18 『NHK サキドリ』(2011.5.1) 三陸とれたて市場 代表八木健一郎さんより。
<http://www.sanrikutoretate.com>

参考文献

- 石川和男 (2007)『基礎からの商業と流通 (第2版)』, 中央経済社.
- 石原武政・武村正明 (2008)『1からの流通論』, 中央経済社.
- 宇野史郎・吉村純一・大野哲明編 (2008)『地域再生の流通研究』, 中央経済社.
- 卸売市場の将来方向に関する研究会 (2010)『卸売市場の将来方向に関する研究会報告 (平成22年3月)』.
- 経済産業省編(2007)『新流通ビジョン』, 財団法人経済産業調査会.
- (社)食品需給研究センター(1999)『海外卸売市場制度調査報告書 (イタリア、スペイン)』.
- 通商産業省産業政策局中小企業庁編(1995)『21世紀に向けた流通ビジョン』, 通商産業調査会.
- 通商産業省商政課編 (1987)『80年代の流通ビジョン』, 通商産業調査会.
- 通商産業省商政課編 (1989)『90年代の流通ビジョン』, 通商産業調査会.
- 全国第3セクター市場連絡協議会 (1994)『第3セクター市場設立運営の手引き』.
- 全国第3セクター市場連絡協議会 (2005)『新しい卸売市場めざして』.
- 長野県 (2006)『長野県卸売市場整備計画 (第8次計画) (平成18年3月)』.
- 農林水産省 (2010a)『卸売市場整備基本方針 (平成22年10月)』.
- 農林水産省 (2010b)『第9次卸売市場整備基本方針の策定について (平成22年11月)』.
- 農林水産省 (2011)『中央卸売市場整備計画 (平成23年3月)』.
- 農林水産省総合食料局 (2009)『卸売市場をめぐる情勢について (平成21年10月)』.
- 農林水産省総合食料局流通課 (2010)『卸売市場データ集 (平成21年版)』.
- 細川允史 (2005)『北勢公設地方卸売市場の課題と打開方向について』.
- 南方建明 (2005)『日本の小売業と流通政策』, 中央経済社.
- 宮澤永光 (1999)『基本流通用語辞典』, 白桃書房.
- 宮澤永光 (2007)『基本流通用語辞典[改訂版]』, 白桃書房.
- 柳田邦男 (2010)「「気づき」のカーライフを変え、国を変える」, 新潮文庫.
- (財) 矢野恒太記念会 (2009)『日本国勢図会』.
- (財) 矢野恒太記念会 (2010)『日本国勢図会』.
- (財) 矢野恒太記念会 (2010)『データでみる県勢 (第20版)』, 日本国勢図会地域統計版.
- 吉本哲郎 (2008)『地元学をはじめよう』, 岩波ジュニア新書.
- 『日刊水産経済新聞』 (2011.1.14)
- 『日本経済新聞』 (2010.12.16), (2010.12.17), (2010.12.18), (2011.5.9), (2011.5.13), (2011.5.26)
- 『日経流通新聞』 (2010.8.25), (2011.2.23), (2011.3.21), (2011.3.28), (2011.4.4), (2011.5.16)
- 経済産業省ホームページ
- 警察庁ホームページ
- 農林水産省ホームページ